

# 軽度の知的障害と自閉症スペクトラムを併せ有する小学2年の児童の交流及び共同学習における自己表現や不器用さに対する配慮の事例

## 1. 事例の概要

A児は軽度の知的障害と自閉症スペクトラムを併せ有する、B小学校の知的障害特別支援学級に在籍する2年生である。本事例は、知的障害特別支援学級に在籍している児童の交流及び共同学習に関するものである。A児は、国語、算数、生活単元学習を特別支援学級で学習し、その他は通常の学級で学習している。A児は、自己表現が苦手で、他の児童の前での発表において「できない」と言って固まってしまっていた。そこで、A児の理解力に合わせて、内容の変更や調整をしながらスモールステップで指導すること、繰り返し練習させることで、「自分是可以する」という自信を持たせた上で挑戦させ、成功体験が積み重なるよう取り組んでいる。また、A児には手先の不器用さや、視覚的な形の捉えにくさがあったため、エレクトーンの指導にあたっては、A児が視覚的に捉え易いように作成した楽譜を使用している。そのほかに、A児の自分の思いを文章化することの苦手さには、A児が焦点化して取り組めるような具体的な指示、発問の変更等工夫している。

**キーワード** 知的障害、自閉症、交流及び共同学習、自己表現、不器用さ

## 2. 児童の実態

A児は軽度の知的障害と自閉症スペクトラムを併せ有する、B小学校の知的障害特別支援学級に在籍する2年生である。国語、算数、生活単元学習は特別支援学級で、それ以外は通常の学級で学習している。国語、算数は学年相当の力をつけているが、自分の思いを文章化することは苦手である。特に自己表現の場への苦手意識が強く、発表の順番が自分に回ってきてと言わない等の様子が見られた。手先の不器用さや視覚的な形の捉えにくさがあり、絵や工作を苦手になっている。

## 3. 本事例に関する基礎的環境整備

- B小学校では特別支援教育コーディネーターを中心に、各学級における特別な支援を必要とする児童の様子や配慮について全教員で考え、共通理解を図る研修会を学期に1～2回開いている。これには合理的配慮協力員も参加している。【基礎1】
- B小学校のあるC市では、サポートファイル（個別の教育支援計画としての位置づけ）を必要に応じて作成しており、幼・小・中学校等において各児童の引継ぎをしている。【基礎3】

## 4. 合意形成のプロセス

保護者は小学校入学にあたり、A児の障害の特性に合った指導を希望し、特別支援学級への入級、介助員配置、合理的配慮の必要性を市教育委員会、学校と確認した。A児の入学式前に特別支援教育コーディネーターが、A児が在籍していた保育所を3

回訪問して行動観察した。入学式前日にはA児と保護者に特別支援学級の教室、1年生の教室、入学式場の下見と入学式当日の流れの事前説明、介助員の紹介等をした。そして、今後も保護者と学校が連携して合理的配慮を進めていくことを合意した。

## 5. 合理的配慮の実際

- A児は音楽の学習発表会で、エレクトーンを担当した。A児には不器用さがあるため、A児が分かりやすいように4拍子の拍を数字で、主旋律（階名）を赤色で書き入れた楽譜を作成した（写真1）。それを口で唱えることができるまで覚えさせ、運指も書きこんで演奏練習をした。特別支援学級でも個別指導し、家庭でも練習を見てもらえるよう協力を依頼した。【合理①-1-2】



写真1 A児の楽譜

- A児は思いを文章化することに苦手さがあるため、お世話になった方へお礼の手紙を書く時間において、まず、学級全体でどのようなことでお世話になったか話し合った後、担任が出た内容を5つにまとめ、板書し、「この中から、このことで書こうと思うことを選んで書きましょう。」と指示した。A児は板書されていた5つの項目を紙に写して、そこから選ぶようにした（写真2）。



写真2 A児が書いた手紙

【合理①-1-2】

- A児は他児の前で自己表現することに苦手さがあった。そこで、A児が日々の学習において成功体験が積み重なるようにしながら、他児の前で発表する場を設けるようにした。具体的には、運動会の応援合戦で自分の役割を果たす機会や、全校集会での特別支援学級発表で、全校生の前で音読発表を1人でしたり、合奏を2人でしたりする機会を設けた。【合理①-2-2】

## 6. 本事例の成果と課題

A児は2年生において、交流及び共同学習にすべて参加できた。発表の場で同級生と共に一生懸命自己表現でき、その表情にも余裕ができてきた。注目されることを嫌がっていたA児が、自分の発表時「話していいですか。」と同級生の注目を集め、発表し、他児もその発表を聞く様子が見られた。

課題として、①年度末にA児の保護者と共に、次年度に必要な合理的配慮を確認し、それを次年度、関わる教師に引き継ぐこと、②実施した合理的配慮を個別の教育支援計画や個別の指導計画に明記するとともに、合理的配慮についてのPDCAサイクルを週1回のケース会議や学期に1回の指導計画の見直しで確立させること、③全児童が「人には得意なことと苦手なことがある」ことを理解し、A児には苦手なことに対して自分で対応できる力をつけ、他の児童にはA児が苦手なことをできるようにするためには何ができるか考える力をつけていくことが挙げられる。